

豊川市窓口業務支援システム調達業務 プロポーザル実施要領

豊川市が実施する豊川市窓口業務支援システム調達業務に係る事業者の選定に当たり、本プロポーザル実施要領に基づき、広く企画提案を募集し、最も適切な者を当該業務の優先交渉権者として選定するため、公募型のプロポーザルを実施します。

1 業務概要

(1) 業務名

豊川市窓口業務支援システム調達業務

(2) 業務目的

日頃市役所に馴染みのない来庁者や高齢者にとって、証明書取得時や転入・転出・転居などの住民異動に伴う手続きに当たり、どの申請書に何を記入すればよいか分かり難いといったことのほか、住所・氏名など同一内容を何度も手書きする必要があるなど、申請書作成に係る負担が課題となっています。また、職員にとっては、窓口で取扱う事務の制度や仕組みが多様化・複雑化する中で、経験の浅い職員でも一定水準の窓口サービスの提供が求められていると同時にシステムへの入力負担軽減が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、豊川市情報化推進基本方針の目指す姿である「スマート市役所」の実現に向けて、3ない窓口（書かせない・待たせない・来させない）のうち、「書かせない」「待たせない」に係る環境を構築し、デジタル技術及びマイナンバーカード等を活用することで、市民の申請書作成に係る負担軽減及び待ち時間の短縮を図るとともに、職員の窓口業務に係る作業効率化を図るものです。

(3) 業務場所

豊川市諏訪1丁目1番地 豊川市役所本庁舎他

(4) 業務内容

別紙「豊川市窓口業務支援システム調達業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(5) システム構築期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

(6) システム運用開始時期

令和7年1月20日を予定。

(7) システム運用期間

運用開始後から令和12年3月31日まで

(8) 提案上限額

金88,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア システム構築完了及び導入後5年間（63か月）のシステム運用にかかる総費用です。見積金額が提案限度価格を超えた提案者は失格とします。

イ 当該予算の議決前であるため、予算が成立しない場合、プロポーザルの実施の中止及び選定された内容は無効となることに留意してください。

2 プロポーザル方式

(1) 実施方法

選定は、2段階で審査する公募型プロポーザルとします。第一次審査は書面審査、第二次審査はプレゼンテーション及びデモンストレーションによる審査を実施します。

(2) プロポーザル方式を採用する理由

業務を委託するにあたり、民間事業者の専門的な知見、企画力、経験及び実績を有する事業者を選定するためです。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明書提出時点において、次のいずれにも該当する場合、参加資格があるものとします。

- (1) 令和6・7年度の本市入札参加資格申請において、「(業務) 役務の提供等」のうち「(営業種目) コンピュータサービス、(取扱内容) システム開発」の申請をしていること。なお、該当しない場合は、令和6年2月6日(火)までに申請を行うこと。
- (2) 本市の指名停止措置要綱による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 本市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要綱に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)又は品質マネジメントシステム(ISO9001)の認証を取得していること。
- (8) 他の地方公共団体において、本仕様書記載の業務と同種業務で現在稼働中の実績又は稼働予定があること(共同事業体の場合は、一者以上が実績を有していること)。
- (9) 調達仕様書に基づく全ての業務を行うことができること。

4 プロポーザル実施スケジュール

スケジュールは、次のとおりです。

項目	日程	提出資料等
実施要領の交付	令和6年1月23日(火)	
質疑書の提出期限	令和6年1月29日(月)	質疑書(様式第1号)
質疑書への回答	令和6年2月1日(木)	任意様式にて回答
参加表明書の提出期限	令和6年2月6日(火) 午後5時15分まで	・参加表明書(様式第2号) ・仕様書別紙1「機能要件一覧」

提案書の提出要請の可否通知（第一次審査（書類審査）結果）の発送	令和6年2月9日（金）	提案書提出者の選定（第一次審査）結果について（様式第3号又は様式第4号）
辞退届の提出期限	令和6年2月16日（金）	辞退届（様式第5号）
提案書の提出期限	令和6年2月29日（木） 午後5時15分まで	<ul style="list-style-type: none"> ・提案提出書（様式第6号） ・提案書 ・提案見積書（様式第7-1号） ・年度別積算資料（様式第7-2号） ・積算資料・内訳書（任意様式）
第二次審査（デモンストレーション及びプレゼンテーション）	デモンストレーション 令和6年3月21日（木） プレゼンテーション 令和6年3月22日（金）	
選定結果の通知	令和6年3月27日（水）	選定結果通知書（様式第8号又は様式第9号）
契約締結	令和6年4月中旬 （予定）	

5 提案書提出までの手続等

(1) 豊川市窓口業務支援システム調達業務プロポーザル実施要領等の交付

ア 交付期間

令和6年1月23日（火）から2月2日（金）まで

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「執務時間中」という。）

イ 交付場所及び交付方法

豊川市企画部情報政策課において直接交付するもののほか、豊川市公式ホームページ上において掲載するものとします。なお、直接交付を希望する場合は、事前に豊川市企画部情報政策課デジタル行政推進係まで電話連絡してください。

(2) 質疑及び回答

仕様書等の内容に対する質問がある場合は、質疑書を次のとおり提出してください。なお、電話等による質問は受け付けません。

ア 提出書類（質疑のある場合のみ）

質疑書（様式第1号）

イ 受付期間

令和6年1月24日（水）から1月29日（月）まで

ウ 提出先

豊川市企画部情報政策課（豊川市役所北庁舎 5 階）

住 所：〒442-8601 愛知県豊川市諏訪 1 丁目 1 番地

電話番号：0533-89-2128

電子メール：joho@city.toyokawa.lg.jp

エ 提出方法

電子メールにより提出（アドレスは、上記電子メール参照）し、メールの件名は、以下のとおりとしてください。なお、送信確認として豊川市企画部情報政策課デジタル行政推進係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認してください。

【会社名】（質疑書）豊川市窓口業務支援システム調達業務

オ 回答方法

令和 6 年 2 月 1 日（木）までに、豊川市公式ホームページにて行います。

(3) 参加表明書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、参加表明書等を次のとおり提出してください。

ア 提出書類

- ・参加表明書（様式第 2 号）（様式第 2 号別紙及び添付書類含む）（1 部）
- ・仕様書別紙 1 「機能要件一覧」（1 部）
- ・上記提出書類を格納した CD 又は DVD（1 枚）

イ 提出期限

令和 6 年 2 月 6 日（火）午後 5 時 15 分必着

ウ 提出先及び提出方法

豊川市企画部情報政策課へ持参するものとする。なお、前日までに豊川市企画部情報政策課デジタル行政推進係へ電話連絡を行い、来庁時間を予約すること。

エ その他

第二次審査のデモンストレーション及びプレゼンテーションの実施順序は、参加表明書類の提出時にくじ引きを行い、提案書の提出要請時に通知する。

(4) 提案書の提出要請の可否等

ア 上記（3）ア提出書類の提出を受け、形式的に書類が整っているかの確認及び参加資格要件を満たしているかの確認をしたうえで、仕様書別紙 1 「機能要件一覧」及び同種業務の実績を書面により審査します。なお、書類審査の評価基準は、別紙「豊川市窓口業務支援システム調達業務評価基準」とし、評価における上位 3 者を選定します。第一次審査の結果により、提案書の提出要請の可否を令和 6 年 2 月 9 日（金）から 2 月 13 日（火）までに文書（様式第 3 号又は様式第 4 号）で通知します。

イ 提出要請の可否に対して異議を申し立てることはできません。

ウ 提出要請の可否に関する質問には回答をしません。

エ 上記アにより提案書の提出要請が可として通知された者で、提案書提出者を辞退する場合は、次のとおり意思表示してください。

① 提出書類

辞退届（様式第5号）（1部）

② 提出期限

令和6年2月16日（金）午後5時15分必着

③ 提出先

上記（2）ウに記載のとおり。

④ 提出方法

電子メール（アドレスは上記（2）ウ参照）又は豊川市企画部情報政策課へ持参するものとする。電子メールで提出する場合の件名は、以下のとおりとしてください。なお、送信確認として、豊川市企画部情報政策課デジタル行政推進係へ電話連絡し、正しく受領されていることを確認してください。

【会社名】（辞退届）豊川市窓口業務支援システム調達業務

（5）提案書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、提案書を次のとおり提出してください。

ア 提出書類

① 提案提出書（様式第6号）（1部）

② 提案書（21部）

別紙「豊川市窓口業務支援システム調達業務企画提案書作成要領」により作成してください。

③ 提案見積書（様式第7-1号）（1部）

④ 年度別積算資料（様式第7-2号）（1部）

⑤ 積算資料・内訳書（任意様式）（1部）

⑥ 上記提出書類を記録したCD又はDVD

イ 提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時15分必着

ウ 提出先

上記（2）ウに記載のとおり。

エ 提出方法

提出先への持参、郵送または宅配便とします。なお、持参による受付は、執務時間中とします。

（6）デモンストレーション及びプレゼンテーションの実施

第二次審査は、デモンストレーション及びプレゼンテーションにより実施します。なお、実施順序に関しては、上記（3）エのとおりです。

ア 実施日時

デモンストレーション 令和6年3月21日（木）

プレゼンテーション 令和6年3月22日（金）

イ 実施場所

豊川市役所 防災センター1階 市民研修室

ウ 出席者

6名以内

エ 内容

別紙「デモンストレーション実施手順」及び「プレゼンテーション実施手順」のとおり

オ ヒアリング等の質疑内容も提案内容に含まれます。

カ 提案内容を説明する際にパソコン等の機材を利用する場合は、提案者が用意してください。ただし、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意します。

キ 提案事業者は、令和6年2月29日（木）から令和6年3月8日（金）までの期間で会場の下見を行うことができます。希望する場合は、提案書提出以降に豊川市企画部情報政策課デジタル行政推進係担当者と事前に調整してください。

6 優先交渉権者の特定

(1) 第二次審査実施後の優先交渉権者を特定するための評価方法及び評価基準

ア 提出された提案書及びヒアリング等の内容を評価基準に基づいて審査します。

イ 優先交渉権者を特定するための評価基準は、別紙「豊川市窓口業務支援システム調達業務評価基準」とします。

(2) 優先交渉権者の特定及び特定結果の通知等

ア 優先交渉権者は、評価基準に基づく評価点の合計の最も高い者としてします。

イ 優先交渉権者として特定された者が契約締結までに「3参加資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなった場合、その他事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとしてします。

ウ 審査結果については、令和6年3月27日（水）までに、提案書提出者に文書（様式第8号又は様式第9号）で通知します。

エ 審査結果に対して異議を申し立てることはできません。

オ 審査結果に関する質問には回答をしません。

7 その他必要と認められる事項

(1) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合は、提案書を提出することができないものとしてします。

(2) 参加者が以下の事項に該当する際は、失格としてします。

ア 本実施要領の定める手続きを遵守しない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

エ その他、市の定めに違反する行為があった場合

(応募資格等の要件を満たせなかった場合を含む。)

(3) ヒアリング等の内容・様子について、カメラやビデオ等による撮影及び録音は禁止します。

(4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、指名停止措置を行うことがあります。

(5) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担としてします。

(6) 優先交渉権者として特定されなかった者の提案書は、返却します。

(7) 提出された参加表明書又は提案書は、提案書の提出者の選定及び優先交渉権者の

特定以外に提出者に無断で使用することはありません。ただし、市が必要と認めるときは、提出者に確認のうえ、提出された参加表明書又は提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

- (8) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (9) 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、人事異動、退職等の特別な場合又は止むを得ない事情により市が必要と認める場合を除き、変更できません。
- (10) 提出された参加表明書又は提案書については、豊川市情報公開条例に基づき開示します。
- (11) 仕様書に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行するうえで、当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提案書を作成してください。
- (12) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円としてください。
- (13) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けませんので、ご了承ください。